

技術提案書提出に関する説明書

建築計画概要書等 Web 閲覧システム構築業務に係る簡易公募型プロポーザル方式による手続については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続開始の日

令和 8 年 4 月 17 日(金)

2 業務概要

(1) 業務名

建築計画概要書等 Web 閲覧システム構築業務

(2) 業務内容

建築計画概要書等 Web 閲覧システム構築業務 (ASP/SaaS) 調達仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約日から令和 9 年 3 月 23 日 (火) まで

(4) 業務量の目安

概ね 194,490 千円(税込)

3 技術提案書の提出者 (以下「提案者」という。) に選定されるために必要な要件

(1) 提案者に要求される資格

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 8・9 年度愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格のうち、「都市計画及び地方計画」について登録されていること。

ウ 参加表明書の提出日から対象業務の見積り日までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 参加表明書の提出日から対象業務の見積り日までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結) 及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

オ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ 手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 提案者を選定するための基準

参加表明書等の評価項目等は、以下のとおりである。

評価項目	評価事項
1 総合点数	令和8・9年度愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格で認定された総合点数（業種：都市計画及び地方計画）
2 同種又は類似の業務の実績	設定した業務実績の有無

(注1) 同種又は類似の業務の記入はそれぞれ5件までとする。上限を超えて提出した場合は、超えた実績は評価しない。(同種5件まで、類似5件までの最大10件)

(注2) 同種又は類似の業務について、申告内容が評価基準の高位もしくは低位であった実績は評価しない。

4 担当部局

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 愛知県建設局土木部建設総務課契約第二グループ
 電話 052-954-6613
 電子メール kensetsu-somu-keiyaku@pref.aichi.lg.jp

5 参加表明書の提出等

- (1) 本手続の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。愛知県知事は、参加表明書を提出した者の中から提案者を選定する。ただし、参加表明者が3者以上となった場合、原則上位3者を提案者として選定する。

また、提出期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、提案者として選定されず、提案者として選定されなかった場合には、技術提案書を提出することはできない。

ア 提出期間

令和8年4月20日(月)午前9時から令和8年5月7日(木)午後5時まで。(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

4に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、11(8)のとおりとする。(以下同じ。)

- (2) 参加表明書は別紙様式第1その1からその3までにより作成すること。なお、規格はA4判とする。

- (3) 参加表明書は、次に従い作成する。

ア 令和8・9年度愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格で認定された総合点数

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録業種における「都市計画及び地方計画」の総合点数について別紙様式第1その2に記載すること。

イ 同種又は類似の業務の実績

(ア) 同種又は類似の業務の実績について、別紙様式第1その3に記載すること。ただし、

平成 28 年 4 月 1 日から技術提案書の提出日までに、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限る。

なお、同種又は類似の業務は以下のとおりとする。

- ・同種の業務とは、「国又は地方公共団体が発注した地図情報を含む建築計画概要書等を閲覧できるシステムの構築業務（閲覧の方法はインターネット及び窓口問わない。）」をいう。
- ・類似の業務とは、「国又は地方公共団体が発注した地図情報を含む建設、都市又は建築行政に関する情報を閲覧できるシステムの構築業務（ただし、同種の業務を除く。）」をいう。

(イ) 様式第 1 の 3 に記載した業務に係る確認書類（契約書等の写し）を提出すること。

- (4) 参加表明書に関する問い合わせ先
4 に同じ。

6 技術提案書の提出等

- (1) 本業務の提案者として選定された者は、次に従い、技術提案書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和 8 年 5 月 15 日（金）午前 9 時から令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時まで。（休日を含まない。）なお、持参する場合は、上記期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

イ 提出場所

4 に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

- (2) 技術提案書は、別紙様式第 2 その 1 からその 6 までにより作成すること。なお、規格は A 4 判とする。

※提出書類の添付忘れがないかを確認するため、提出書類の両面下欄にページ番号を記載してください。片面のみの記載や用紙サイズが異なる場合であっても、白紙ページを含めた全てにページ番号を付してください（手書き可）。なお、電子メールにより提出する場合でも、ページ番号を付した書類のデータを提出してください。

※提出書類を郵送、宅配便又は持参により提出する場合は、ステープラではなくクリップで綴じて提出してください。なお、インデックス等の貼り付けは行わないでください。

- (3) 技術提案書は次に従い作成する。

ア 業務実施体制

配置予定の技術者の担当する業務内容について別紙様式第 2 その 2 に記載すること。

(ア) 管理技術者は、主任担当技術者及び担当技術者との兼務及び複数の配置は認めません。

(イ) 主任担当技術者は、分担業務分野ごとに自社の予定技術者を必ず選任し、記載すること。なお、他分野の主任担当技術者との兼務は認めません。

イ 予定技術者の経験等

予定技術者の経験等について別紙様式第 2 その 3 に記載すること。

(ア) 同種又は類似の業務の実績については、平成 28 年 4 月 1 日から技術提案書の提出日までに、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。ただし、管理技術者にあってはそれぞれ 5 件（同種 5 件まで、類似 5 件までの最大 10 件）までとすること。また、主任担当技術者及び担当技術者にあっては、同種又は類似のいずれか 1 件のみを記載し、複数実績がある場合は同種業務を優先すること。

なお、同種又は類似の業務は5(3)イ(ア)のとおり。

- (イ) 手持ち業務の状況については、履行中の全業務(発注者が愛知県以外の業務も含む。)を記載するものとする。

なお、プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。また、プロポーザル方式による本業務以外の業務の予定技術者として技術提案書を提出中の業務がある場合は記載対象とし、業務名の後に「提出中」と明記するものとする。

- (ウ) 同種又は類似の業務の経験欄に記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。

ウ 業務実施方針及び手法等

業務実施方針及び手法等について別紙様式第2その4及びその5に記載すること。なお、別紙様式2の4については、A4版5枚に収めること。(様式の注意書き及び枠線は削除可)

エ 社会的取組の実施状況

社会的価値の実現に資する取組の実施状況について別紙様式第2その6に記載し、必要な書類を添付し提出すること。申告内容の有無に関わらず様式第2その6は作成し提出すること。

- (4) 技術提案書に関する問い合わせ先

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

愛知県建築局建築指導課建築指導グループ

電話 052-954-6586

電子メール kenchikushido@pref.aichi.lg.jp

(ただし、「エ 社会的取組の実施状況」における各評価項目の内容に関することについては、様式第2その6記入要領(10)に記載の各所属)

7 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

評価項目	評価事項	配点	
1 提案者の業務経歴	(1) 同種又は類似の業務の実績	10	
2 技術職員の経験及び能力	(1) ア 管理技術者(資格、経験) (ア) 評価する資格は以下のとおり。 ・空間情報総括監理技術者 ・情報処理技術者(独立行政法人 情報処理推進機構)のうち、プロジェクトマネージャー試験(PM)、ネットワークスペシャリスト試験(NW)、データベーススペシャリスト試験(DB)の合格者 ・CISSP(Certified Information Systems Security Professional) ・情報処理安全確保支援士試験合格者又は資格登録者 ・一級建築士 ・二級建築士又は木造建築士 ・技術士(総合技術管理部門「建設一都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」)	40	30 50 × 30 / 50

評価項目	評価事項	配点	
	<p>(イ) 評価する経験は同種又は類似業務の実績</p> <hr/> <p>イ 主任担当技術者（資格、経験、手持ち業務量）</p> <p>(ア) 評価する資格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報処理技術者（独立行政法人 情報処理推進機構）のうち、プロジェクトマネージャ試験（PM）、ネットワークスペシャリスト試験（NW）、データベーススペシャリスト試験（DB）の合格者 ・CISSP（Certified Information Systems Security Professional） ・情報処理安全確保支援士試験合格者又は資格登録者 ・一級建築士 ・二級建築士又は木造建築士 ・技術士（総合技術管理部門「建設—都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」） <p>(イ) 評価する経験は同種又は類似業務の実績</p> <p>(ウ) 手持ちの業務量（減点）</p> <p>(エ) 評価する主任担当技術者の分野（5分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法事務及び自治業務に関する知識 ・情報セキュリティ ・品質管理 ・プログラミング ・ネットワーク・ハードウェア構成設計 		
3 業務実施方針及び手法等	<p>(1) 業務実施・管理体制、工程計画</p> <p>ア 令和8年度業務の実施体制 業務の体系図を示し、業務実施・管理体制を以下に留意し具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各担当の役割 ・各業務（建築計画概要書等 Web 閲覧システム構築、建築計画概要書の PDF 化）と台帳システム業者との業務連携 ・連絡窓口及び県（建築指導課、各建設事務所）との連携 ・不測の事態への対応 <p>イ 令和8年度業務の工程計画 以下に留意し具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の工程計画及び事業フロー ・打合せ時期や各業務の始期終期 ・業務進捗管理 ・各業務の受注者及び発注者の役割 ・不測の事態への対応 <p>(2) 業務内容の理解度、業務手法の提案の実現性・工夫</p> <p>ア 建築計画概要書等 Web 閲覧システム構築業務 Web 閲覧システム構築図を示し、以下に留意し具体的に提案する</p>	25	66
		30	

評価項目	評価事項	配点	
	<p>こと。</p> <p>なお、専門用語を使用する場合は、簡単な解説をつけること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策の実施 ・品質管理の仕組み ・UI・UX ・お知らせ機能や閲覧件数等の職員による可変性 ・可用性・拡張性 <p>イ 建築計画概要書等電子化業務</p> <p>以下に留意し具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率性（体制、進捗管理及び工夫） ・品質管理方法 ・概要書等運搬及び貸与中の対応 ・確認台帳との紐づけにおける確認台帳保守業者との連携 ・Web 閲覧システムでの公開にあたって想定される課題 		
	<p>(3) 事業コスト</p> <p>以下に留意し具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築計画概要書等 Web 閲覧システムに係るランニングコスト及びそのコスト削減方法（様式第2その5の作成も含む） ・本業務における発注者側の対応 	5	
	<p>(4) 導入後の保守体制・計画</p> <p>以下に留意し具体的な保守体制・計画を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム障害時等の体制 ・保守点検、システム改修などに関する中長期的な計画 	6	
4 社会的取組の実施状況	(1) 社会的価値の実現に資する取組の実施状況（別紙）	4	4
合計		100	

(注1) 同種又は類似の業務の記入はそれぞれ5件までとする。上限を超えて提出した場合は、超えた実績は評価しない。(同種5件まで、類似5件までの最大10件)

(注2) 同種又は類似の業務について、申告内容が評価基準の高位もしくは低位であった実績は評価しない。

8 非選定理由及び非特定理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち提案者として選定しなかった者又は技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、選定又は特定しなかった旨及び選定又は特定しなかった理由（以下「非選定等の理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、愛知県知事に対して非選定等の理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期限

選定又は特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日後(休日を含まない。)の正午

イ 提出場所

4に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (3) 愛知県知事は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 説明書に対する質問

- (1) この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、文書（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間

令和8年4月20日（月）午前9時から令和8年5月19日（火）午後5時まで。（休日を含まない。）なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

6（4）に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間

令和8年5月26日（火）から令和8年5月28日（木）までの午前9時から午後5時まで（休日を含まない。）

イ 場所

4に同じ。

- (3) 社会的取組の実施状況における各評価項目の個別の取組内容については、(1)、(2)によらず、様式第2その6記入要領（10）に記載の各所属へ適宜問い合わせること。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4に同じ。

11 その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語、及び日本国通貨に限る。

- (2) 3（2）の同種又は類似の業務の実績及び配置予定の技術者の業務の経験並びに7の同種又は類似の業務の実績及び技術職員の経験の確認を行うに当たっては、次の区分により行う。

ア 効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国及び我が国以外の国における同種又は類似の業務の実績及び業務の経験をもって行う。

イ ア以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似の業務の実績及び業務の経験をもって行う。

- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、提案者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

- (5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- (6) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 業務の実施にあたって、技術提案書に記載した予定技術者は、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは 15MB 以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなす。